（権利義務の承継等）

第八条　この法律の施行の際、旧森林国営保険法第一条の規定により政府が行う森林保険に係る事業に関し、現に国が有する権利及び義務は、次に掲げるものを除き、この法律の施行の時において研究所が承継する。

一　第三条の規定による改正前の特別会計に関する法律第二条第一項第十一号の規定により設置された森林保険特別会計（附則第十一条において「旧森林保険特別会計」という。）に所属する権利及び義務のうち、平成二十六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十七年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担に係る債務

二　その他政令で定める権利及び義務

2　前項の規定により研究所が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究所に対し出資されたものとする。この場合において、研究所は、その額により資本金を増加するものとする。

3　前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（余裕金の運用に関する経過措置）

第九条　研究所は、前条第一項の規定により国が有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際現に財政融資資金預託金として預託しているものについては、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十七条の規定にかかわらず、当該財政融資資金預託金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き続き業務上の余裕金として財政融資資金に預託することができる。

（研究所の業務等に関する経過措置）

第十条　第二条の規定による改正後の独立行政法人森林総合研究所法（以下この条において「新研究所法」という。）の規定の適用については、当分の間、新研究所法第三条第二項中「森林保険を」とあるのは、「森林保険（森林国営保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十一号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を」とする。

（森林保険特別会計の廃止に伴う経過措置）

第十一条　旧森林保険特別会計の平成二十六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算については、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際、旧森林保険特別会計に所属する権利及び義務のうち、附則第八条第一項各号に掲げるものは、一般会計に帰属するものとする。

（農業災害補償法の一部改正）

第十二条　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第百四十一条第一項中「農林漁業保険審査会」を「農漁業保険審査会」に改める。

第百四十三条の二第二項中「属させた」を「属させられた」に改める。

第百四十四条第一項中「農林漁業保険審査会」を「農漁業保険審査会」に改め、同条第二項中「農林漁業保険審査会」を「農漁業保険審査会」に改め、「、森林国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）第二十二条第一項」を削り、「属させた」を「属させられた」に改め、同条第三項中「農林漁業保険審査会」を「農漁業保険審査会」に改める。

（農業災害補償法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　農漁業保険審査会は、前条の規定による改正後の農業災害補償法第百四十四条第二項に規定するもののほか、附則第二条第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部改正）

第十四条　退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、森林保険特別会計」を削る。

（漁船損害等補償法等の一部改正）

第十五条　次に掲げる法律の規定中「農林漁業保険審査会」を「農漁業保険審査会」に改める。

一　漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百三十八条の二十二第一項

二　漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十七条の十三第二項

三　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第六条第二項の表農林漁業保険審査会の項

（森林組合法の一部改正）

第十六条　森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「森林国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）の定めるところにより森林保険に関する事務を取り扱い、若しくは」を削る。

第百一条第五項中「森林国営保険法の定めるところにより森林保険に関する事務を取り扱い、若しくは」を削る。

（独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の一部改正）

第十七条　独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）の一部を次のように改正する。

附則第七条中「附則第十一条の規定による改正後の」を削り、「。以下「新研究所法」という。）附則第十六条第二項」を「）第十五条第二項」に改める。

附則第八条中「新研究所法」を「附則第十一条の規定による改正後の独立行政法人森林総合研究所法（以下「新研究所法」という。）」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第十八条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十九条　附則第二条から第十一条まで及び第十三条並びに前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年四月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年四月二十日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三